

## 豊中市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市内に居住する母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）が修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する者（以下「家庭生活支援員」という。）を派遣し、必要な支援を行うために実施する、豊中市ひとり親家庭等日常生活支援事業（以下「事業」という。）の実施について、法令に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (実施主体)

第2条 実施主体は、豊中市とし、この事業の一部を地域の母子父子福祉団体、NPO及び介護事業者等（以下「受託者」という。）に委託することができる。

### (定義)

第3条 この要綱において「母子家庭」及び「父子家庭」並びに「寡婦」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定によるものとする。

### (派遣対象世帯)

第4条 この事業の対象となるひとり親家庭等は、次に掲げる事由により一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障があり、かつ、日常生活の支援を受けることが困難であると認められるひとり親家庭等で、市内に住所を有する者とする。

- (1) 技能習得のための通学、就職活動等自立促進を図る必要があること
- (2) 疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由
- (3) 未就学児を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなる等の場合（所定内労働時間の就業を除く。）に定期的に、生活援助、保育サービスが必要な家庭
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める事由

### (支援の種類及び内容)

第5条 支援の種類は、生活援助と子育て支援とし、次の援助又は支援を行うものとする。

- (1) 生活援助 家事、介護その他の日常生活の便宜  
ア 食事の世話

- イ 住居の掃除
  - ウ 身の回りの世話
  - エ 生活必需品の買い物
  - オ 医療機関等との連絡
  - カ アからオに掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- (2) 子育て支援 保育サービス及びこれに付帯する便宜
- ア 乳幼児の保育
  - イ 食事の世話
  - ウ 身の回りの世話
  - エ アからウに掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の支援は行わない。
- (1) 病児・病後児の保育
  - (2) 被生活援助者が不在の派遣対象世帯の居宅での支援
  - (3) インフルエンザや結核等、感染症の患者のいる居宅における支援

(事業の実施場所)

第6条 事業の実施場所は、次のとおりとする。

- (1) 生活援助
  - 当該世帯の居宅
- (2) 子育て支援
  - ア 家庭生活支援員の居宅
  - イ 講習会等職業訓練を受講している場所
  - ウ その他ひとり親家庭等の利用しやすい適切な場所

(利用者の登録申請等)

第7条 この事業を利用しようとする者は、あらかじめひとり親家庭等日常生活支援事業利用登録申込書（以下「登録申込書」という。）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により提出された登録申込書の内容を審査し、適当と認めたときは、ひとり親家庭等日常生活支援事業利用者登録簿（以下「登録簿」という。）にこれを登録し、ひとり親家庭等日常生活支援事業利用登録決定（変更）通知書（以下「決定（変更）通知書」という。）により申請者へ通知するものとする。
- 3 市長は、前項の通知を行った場合にあつては、速やかに第2条の規定による委託を受けた受託者に、登録申込書の写し、登録簿の写し及び決定（変更）通知書の写しを送付するものとする。
- 4 第2項の規定により通知を受けた者は、登録簿に登録されている事項に変更が生じた

場合は、必要書類を添えて速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

5 市長は、前項の規定による届出があったときは、登録簿の内容を修正するものとする。

6 第2項及び第3項の規定は、前項の届出があった場合に準用する。

#### (家庭生活支援員の選定及び登録)

第8条 受託者は、心身ともに健全で、ひとり親家庭等の福祉の向上に理解と熱意を有する者のうち、次の要件を備えている者から家庭生活支援員を選定し、登録しておくものとする。ただし、「豊中市ひとり親家庭等日常生活支援事業補助要綱」で定める補助対象事業については、当該事業の実施主体において登録しておくものとする。

##### (1) 生活援助

ア 旧訪問介護員（ホームヘルパー）3級以上の資格を有する者

イ 介護福祉士の資格を有する者

ウ 保育士の資格を有する者

エ 看護師の資格を有する者

オ 生活援助の実施に必要な研修として市が認めた研修を修了した者

##### (2) 子育て支援

ア 国が定める子育て支援に関する一定の研修、またはこれと同等程度と市が認める研修を修了した者

#### (家庭生活支援員の派遣)

第9条 市は、家庭生活支援員の派遣を必要とするひとり親家庭等又は当該世帯の近隣に在住する者等の要請に基づき、予算の範囲内で当該世帯に家庭生活支援員を派遣するものとする。

#### (支援の期間等)

第10条 支援の期間は、当該ひとり親家庭等において、現に日常生活等に支障が生じている状況を勘案して、必要な範囲内で決定する。ただし、一派遣事由につき一年度あたり10日を超えて派遣する場合は、事前に豊中市長と協議するものとする。

2 派遣時間の単位は、次のとおりとする。

ア 生活援助は、1時間を単位とする。

イ 子育て支援は、2時間を基本単位とし、以後、1時間を単位とする。

#### (報告)

第11条 受託者は、派遣状況報告書により、家庭生活支援員の派遣状況を豊中市長に報告するものとする。

(利用料等)

第12条 家庭生活支援員の派遣に要する費用について、受託者は家庭生活支援員への派遣手当として、利用者は、別表1に掲げる費用を利用料として負担しなければならない。ただし、利用者が利用料として全額を負担した場合には、「豊中市ひとり親家庭等日常生活支援事業補助要綱」に基づき、受託者負担分について、利用者は受託者から補助金として受けることができるものとする。

2 前項に定めるもののほか、家庭生活支援員が生活必需品の買い物その他のサービスを行う際、移動のための交通費等を必要とする場合は、当該交通費等の実費相当額を負担しなければならない。

3 利用者は、前2項に規定する利用料及び実費相当額を、その都度、利用した受託者に直接支払うものとする。

4 受託者は、前3項に規定する利用料に関する事項をあらかじめ利用者に説明しなければならない。

(家庭生活支援員の責務)

第13条 家庭生活支援員は、その業務を行うに当たり、ひとり親家庭等の人格を尊重し、当該世帯に関して職務上知り得た秘密を守らなければならないものとする。

(関係機関との協力)

第14条 豊中市及び受託者は、この事業の実施に当たっては、母子父子自立支援員、民生委員・児童委員その他関係機関と連絡を密にして行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年8月30日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年8月1日から適用する。

別表第 1 (第 12 条関係)

区分	生活援助	子育て支援
生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受けている世帯又は世帯に属する者の前年の所得(1月から7月までに申請する場合にあっては、前々年の所得)に対し、市民税が課税されていない世帯	無償	無償
児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)の規定による児童扶養手当の支給を受けている世帯又は前年の所得が児童扶養手当の支給を受けることができる世帯と同じ程度である世帯	1 時間につき 150 円	2 時間につき 140 円(2 時間を超える部分(午後 10 時から翌日の午前 5 時までを除く。))については 1 時間につき 70 円、午後 10 時から翌日の午前 5 時までについては 1 泊につき 280 円)
その他の世帯	1 時間につき 300 円	2 時間につき 300 円(2 時間を超える部分(午後 10 時から翌日の午前 5 時までを除く。))については 1 時間につき 150 円、午後 10 時から翌日午前 5 時までについては 1 泊につき 600 円)

備 考

- 生活援助又は子育て支援を利用した時間は、1 回ごとに算定するものとし、生活支援事業又は子育て支援事業を利用した時間の合計に 1 時間に満たない時間があるときは、30分未満の時間については切り捨て、30分以上の時間については切り上げるものとする。
- 子育て支援を利用したひとり親家庭等に 2 人以上の児童がいる場合は、2 人目以降の児童については、児童 1 人につき、この表に定める額の 0.5 倍の額(10 円未満の端数は、切り捨てる。)の費用を負担するものとする。